

関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
29	地籍調査における事業計画の変更手続の廃止等の見直し	法務省、国土交通省	1
36	住民基本台帳ネットワークの利用事務の拡大	総務省、国土交通省	10
37	行政事務における戸籍情報の電子的な利用の拡大	総務省、法務省、 国土交通省	19
35	登録免許税の軽減等に係る市区町村による住宅用家屋証明の廃止	法務省、国土交通省	24
30	下水道法に基づく計画の変更手続等の見直し	国土交通省、環境省	28
17	鳥獣管理に関する計画の統合及び策定手続の見直し	環境省	44
16	都道府県分別収集促進計画の策定義務の廃止	環境省	53
18	ダイオキシン類の汚染状況の公表の義務付け等の廃止	環境省	58
26	地域公共交通に係る各協議会等を一元化可能とする見直し	国土交通省	62
23	区域区分の変更に関する都市計画決定権限の中核市への移譲	国土交通省	67

地籍調査事業計画に関する変更手続きの 廃止について

1

国土交通省
不動産・建設経済局
地籍整備課
令和3年8月

事業計画について

事業計画の策定

【国土調査法】

第六条の三（略）

- 2 都道府県は、前項の都道府県計画に基き、関係市町村又は土地改良区等と協議し、毎年度、政令で定めるところにより、当該年度における事業計画を定めなければならない。⇒ **都道府県は、毎年度事業計画を定めなければならない。**
- 3 都道府県は、前項の事業計画を定めようとする場合においては、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。⇒ **都道府県は、事業計画を定める前に、国へ協議を行い、同意を得なければならない。**
- 4 国土交通大臣は、前項の同意をする場合においては、第九条の二第二項の規定により国が負担することとなる経費の総額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内においてしなければならない。⇒ **国が都道府県からの協議に同意する場合は、予算の範囲内でなければならない。**
- 5 第二項の事業計画が定められた場合においては、都道府県知事は、遅滞なく、政令で定めるところによりこれを公表するよう努めるとともに、関係市町村又は土地改良区等に通知しなければならない。⇒ **都道府県は、定めた事業計画についての公表及び市町村等への通知を行う。**

第六条の四

都道府県、市町村又は土地改良区等は、前条第二項の規定により定められた事業計画に基づく地籍調査を行うものとする。

⇒ **地籍調査は、国が同意した事業計画に基づいて行なわれる。**

第九条の二（略）

- 2 国は、政令で定めるところにより、第六条の四の規定により都道府県が行う地籍調査に要する経費の二分の一又は前項の規定により市町村が行う地籍調査について都道府県が負担する経費の三分の二若しくは土地改良区等が行う地籍調査について都道府県が負担する経費の十分の八を負担する。
- 3 前項の規定により国が負担する経費は、第六条の三第三項の同意に係る金額を限度とするものとする。
⇒ **国は、同意した事業計画の金額を限度として負担金等を交付する。**

事業計画の変更

【国土調査事業事務取扱要領】

第31 事業計画を変更する場合の手続については、法第6条の3第2項から第5項までの規定に準じて行うものとする。

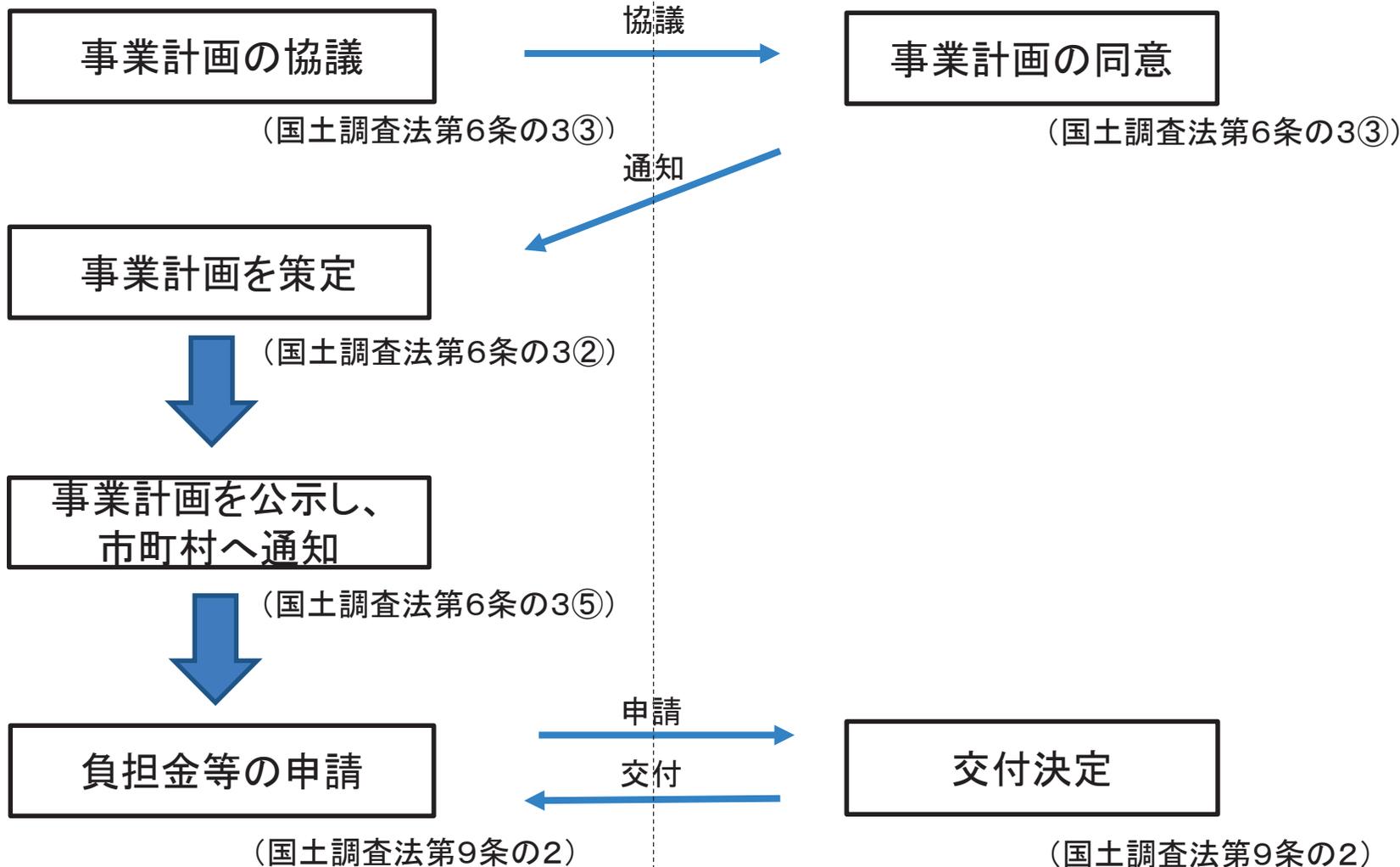
⇒ **事業計画を変更する場合も、都道府県は、国へ協議を行う等、計画策定と同様の手続が必要。**

- 2 前項の場合において、法第6条の3第3項に規定する国土交通大臣に対する協議を申し出ようとするときは、別記様式第26によるものとする。
- 3 第1項の変更において、地籍調査費負担金の交付額の変更又は社会資本整備総合交付金の都道府県における交付額の変更が生じない場合は、前項の規定にかかわらず、事業計画の変更後に遅滞なく国土交通大臣に報告するものとする。当該報告は、別記様式第27によるものとする。
⇒ **交付額の変更が生じない場合は、変更協議を行う必要はないが、記載内容に変更があれば、事業計画の変更の報告を国に行う必要がある。**

事業計画に関する地籍調査フロー①

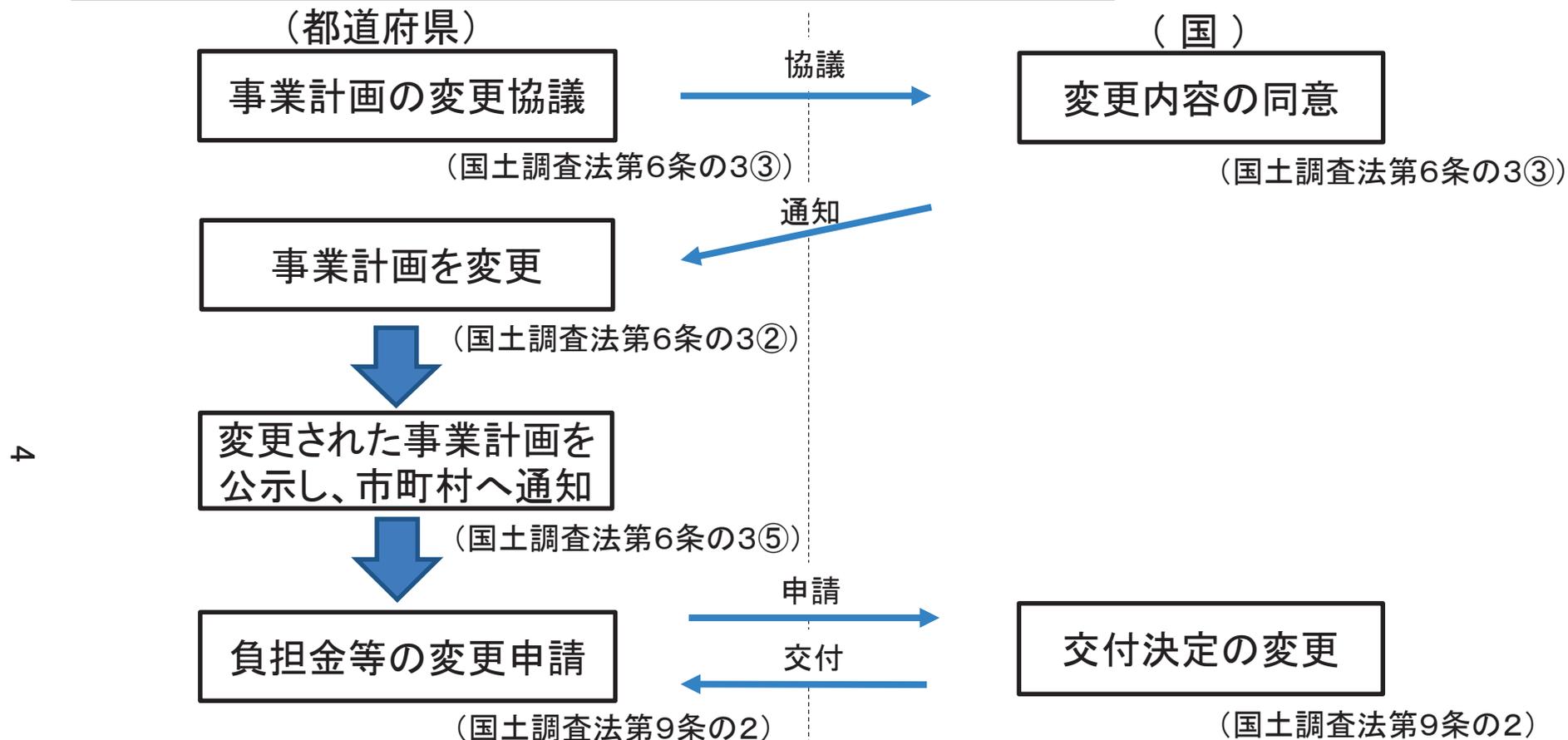
〔事業計画に関するフロー(年度初)〕
(都道府県)

(国)



事業計画に関する地籍調査フロー②

〔事業計画に変更があった場合(交付額に変更があった場合)〕



〔事業計画に変更があった場合(交付額に変更がない場合)〕



提案への考え方について

地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止

【提案】

法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。

【考え方】

事業計画の策定は、国土調査法第6条の3第3項により国土交通大臣との協議及びその同意を要件としており、同条第4項により、国土交通大臣は国が負担する経費の総額が予算を超えない範囲で同意を行うこととされている。また、こうした考え方の下、事業計画に変更が生じた場合についても国土交通大臣の同意を得ることとしているところである。一方で、事業計画の変更のうち、交付額の変更が生じない軽微な変更については、都道府県の負担軽減の観点から、同意ではなく報告を求めることとしている。

都道府県への交付額の変更が生じない場合であっても、例えば、実施主体である市町村が変更される場合なども想定されるところであり、事業の執行管理の観点から、国がその事実を把握しておく必要がある。一方、現行では、事業計画の変更後に全て遅滞なく報告を求めているところ、変更内容によっては報告頻度を緩和するなど対応を検討してまいりたい。

地籍調査における既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化について

9

国土交通省
不動産・建設経済局
地籍整備課
令和3年8月

土地の境界(筆界)の調査

【地籍調査作業規程準則(省令)】

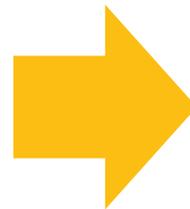
第三十条 筆界は、登記簿、登記所地図、登記簿の附属書類(不動産登記法第二百一十一条第一項の登記簿の附属書類をいう。)、筆界特定手続記録その他の資料の内容、地形及び地物の状況、慣習その他の筆界に関する情報(以下「筆界に関する情報」という。)を総合的に考慮し、かつ、土地の所有者等の確認を得て調査するものとする。

⇒筆界の調査は所有者等の確認のみをもって行うものではない。

筆界に関する情報

- ・登記簿、登記所地図
 - ・登記簿の附属書類
 - ・筆界特定手続記録
 - ・その他の資料
 - ・地形及び地物の状況
 - ・慣習
- を総合的に考慮

現地立会等



土地の所有者等の確認

- ・現地調査の場合、筆界に関する情報を総合的に考慮し、かつ所有者の確認を得て調査
- ・図面等調査の場合、筆界に関する情報を総合的に考慮の上、筆界案を作成し、これを用いて所有者等の確認を得て調査

地籍調査部局と法務局との連携に係る各種規定等

【地籍調査作業規程準則(省令)の改正】 令和2年6月30日新設

第七条の二 地籍調査を行う者は、その行う地籍調査に関し、不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面(以下「登記所地図」という。)、筆界特定手続記録(同法第百四十五条の筆界特定手続記録をいう。以下同じ。)その他の登記所に備え付けられている資料との整合性を確保するため必要があると認めるときは、当該調査に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所の登記官に対し、助言その他の必要な協力を求めることができる。

⇒**地籍調査に関し、登記官が必要な協力をを行う。**

【地籍調査の実施における法務局との協力について】 通知

令和2年9月29日付け国不籍第197号国土交通省大臣官房土地政策審議官通知【国交省】
令和2年9月29日付け法務省民二第750号法務省民事局長通達【法務省】

⇒**筆界の調査に関し、登記官に対して協力を求めることが可能である旨を明記。**

【地籍調査連絡会議及び地籍調査事務打合せ会設置要領について】 通知

令和3年1月19日付け国不籍第379号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知【国交省】
令和3年1月19日付け法務省民二第68号法務省民事局民事第二課長通知【法務省】

⇒**地籍調査部局及び法務局との連携を図るための連絡会議等を設置するよう通知。**

地籍調査における既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化

【提案】

市町村等の地籍調査の実施に当たっては、その成果が登記所に送付された際に、登記官の修正指示を最小限とし地籍図等としての備付けを行うこととなるよう、既存公図と現地の乖離に係る修正方針を統一・明確化することを求める。

6

【考え方】

ご指摘の「修正方針」については、筆界が形成されるまでの経緯、筆界に関する各種資料や各地域における筆界に関する慣習等はそれぞれ異なるものであり、一概に示すことは困難であるが、地籍調査担当者及び法務局担当官が出席する連絡会議及び事務打合せ会の設置に係る通知を発出したところであり、こうした会議等を通じて各地域において連携が深まるよう、国交省及び法務省が連携してまいりたい。

管理不全空家の所有者特定のための 住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲 拡大に係るご提案について

重点番号36:住民基本台帳ネットワークの利用事務の拡大(国土交通省)

国土交通省住宅局
住宅総合整備課
令和3年8月

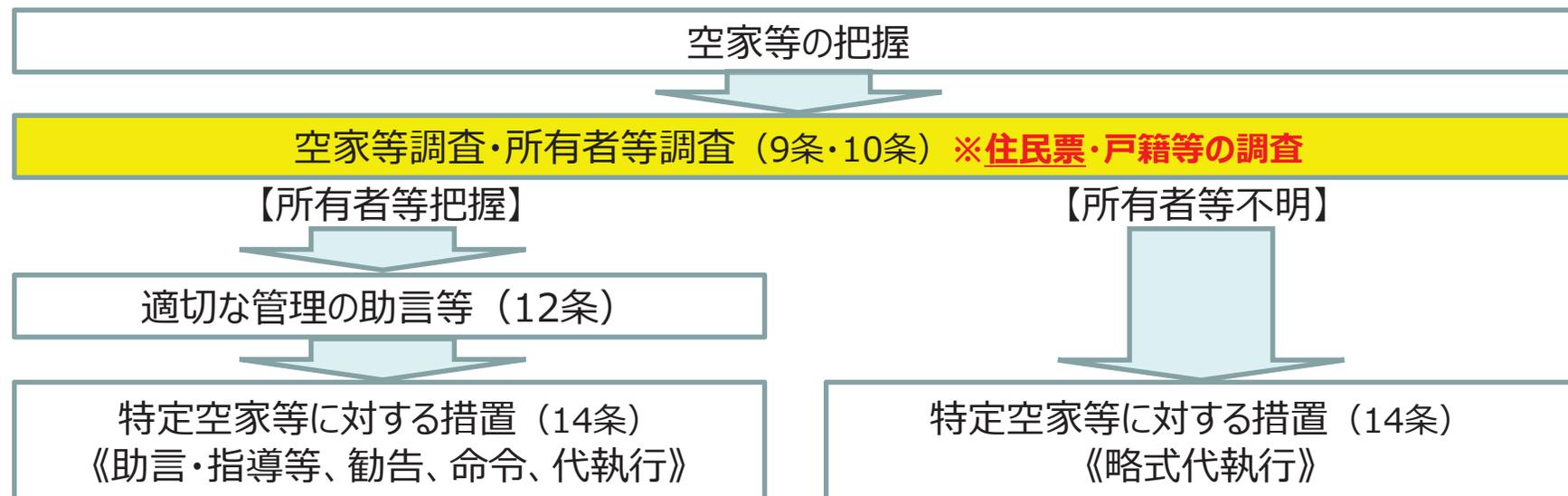
空家等対策特別措置法に基づく空家等対策

法目的：地域住民の生命・身体又は財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用の促進

具体的措置：市町村長は、空家法（※）の施行のために必要な限度において、氏名その他の空家等の所有者等に関する情報を内部で利用することができる。また、法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

○措置等の流れ

※空家法 = 空家等対策の推進に関する特別措置法



11

○空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）（抄）

（立入調査等）

第九条 市町村長は、**当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査**を行うことができる。

2～5（略）

（空家等の所有者等に関する情報の利用等）

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、**この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。**

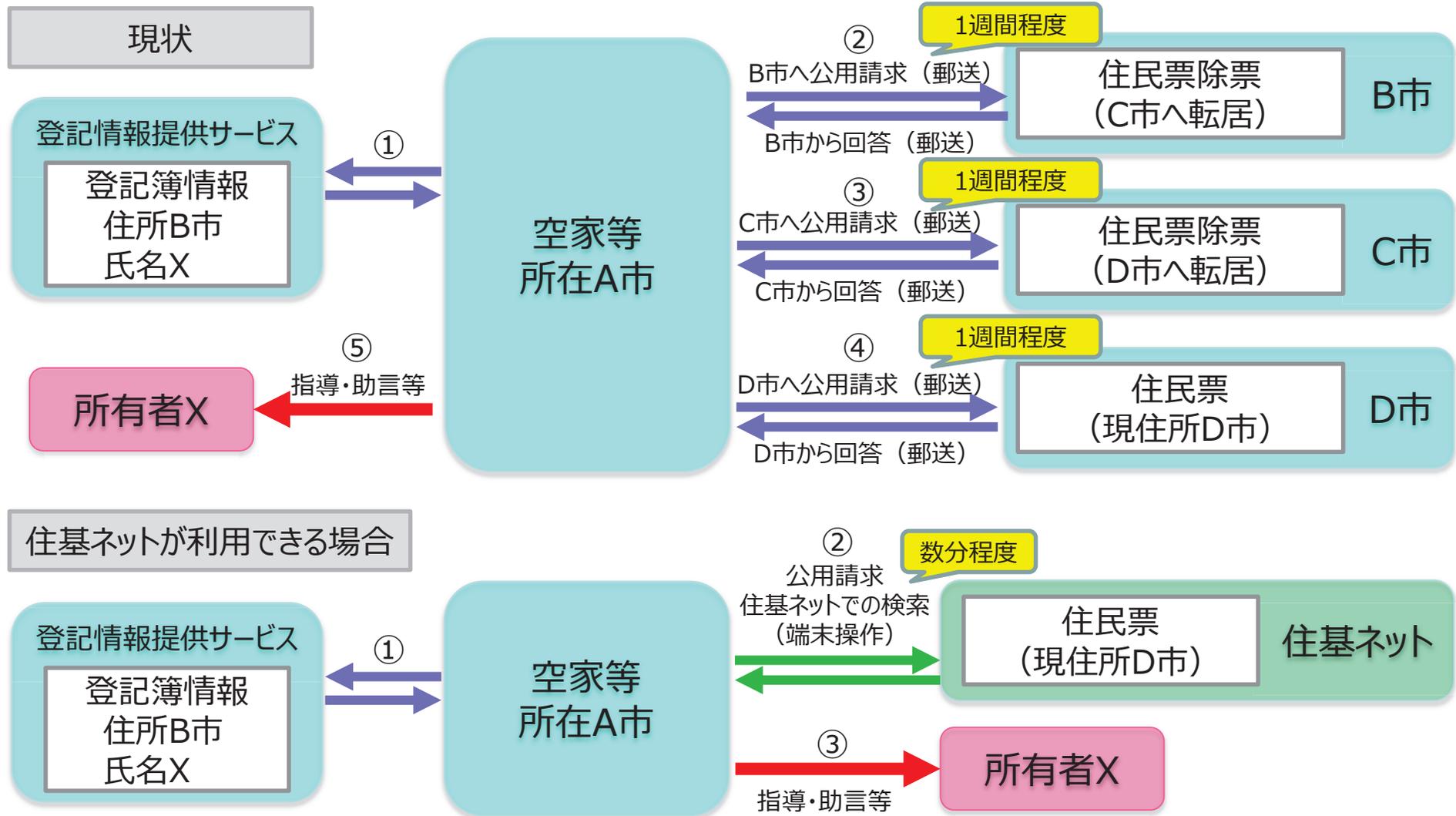
2（略）

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、**関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。**

空き家対策における所有者の所在調査

- 空家等の所有者等の所在を把握するため、空家法に基づき、関係地方公共団体の長等に対し、住民票の公用請求を行うが、郵送でのやりとりのため、特定にかかる時間がかかる
- 住民基本台帳ネットワークシステムが利用できれば、所在調査が効率化

12



住民基本台帳法別表への国土調査法に関する事務事項の追加について

13

国土交通省
不動産・建設経済局
地籍整備課
令和3年8月

地籍調査における所有者探索について

通知の発出

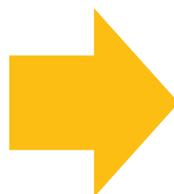
【地籍調査作業規程準則(省令)】

第二十条 地籍調査を実施する者は、調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票の作成の終了時期が明らかとなったとき又はその作成を終了したときは、現地において行う一筆地調査に着手する時期を決定し、現地調査を実施する地域内の土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人に、実施する地域及び時期並びに調査への立会いをすべき旨を通知するものとする。

⇒所有者等に通知を発出するにあたり、所有者の探索が必要。

令和2年国土調査法改正

- 登記簿上の住所に通知。
 - 登記簿のみでは所有者等の所在が不明な場合、住民票、戸籍等により探索。
- 所有者の探索につながる情報が限られていた。



- 地籍調査の実施に必要な限度で、所有者等関係情報を目的以外利用することを可能とする措置を導入（国土調査法第31条の2）。
- これにより、地方税法又は地方公務員法の守秘義務に抵触することなく固定資産課税台帳等の利用が可能に。

住民基本台帳法別表への国土調査法に関する事務事項の追加

【提案】

住民基本台帳法別表に国土調査法に関する事務を追加することにより、土地の所有者その他の利害関係人等の現住所の特定を行うため、住基ネットを活用できるように求める。

【考え方】

地籍調査における土地の所有者の探索に当たり、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することとすることについて、必要な対応を検討することとしたい。

住民基本台帳法別表に関する省令への 公営住宅の家賃等の徴収に関する事項の追加 に係るご提案について

国土交通省住宅局
住宅総合整備課
令和3年8月

1. 公営住宅について

- 住宅は最も重要な生活基盤であるため、公営住宅法（以下「法」）に基づく公営住宅の供給という形で、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定が図られているところ。
- 公営住宅の要件（法第2条第2号）
 - ⇒・**地方公共団体が**、建設、買取り又は借上げを行って管理するものであること。
 - ・**低額所得者に**賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設であること。
 - ・**法の補助の規定による国の補助に係るもの**であること。
- 公営住宅の家賃については、事業主体が徴収する。

2. 住基ネットが利用可能な公営住宅の管理に関する事務（総務省令） ⇒退去した元入居者に関する事務の規定なし

- 一 収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答
- 二 認知症である入居者等の家賃若しくは金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 三 家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 四 入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答
- 五 同居若しくは入居承継の事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 六 公営住宅を転貸等したことによる明渡し請求に関する入居者の氏名の変更の事実の確認
- 七 特別の事情がある高額所得者からの明渡し請求期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答
- 八 高額所得者への住宅のあっせん等を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
- 九 公営住宅法第34条の収入の報告の請求等に伴う入居者の氏名の変更の事実の確認
- 十 公営住宅法第48条に基づく条例による申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答
- 十一 **入居者**及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

家賃徴収先の特定方法

